ルワンダへの平和協力隊の派遣に関する質問主意書

出者 辻 元 清

美

提

\_

## ルワンダへの平和協力隊の派遣に関する質問主意書

本年二月に政 府が一 予定してい る、 ルワンダ 難 民  $\mathcal{O}$ 帰還 及び再定着支援 のために、 現地 0) 日 本  $\dot{O}$ 非 政 府 機関

(以下NGO) を国 [際連合平和 維 持活動等に対する協力に関する法律による平和協力隊員とする措置 に つ

き、再検討を求めて質問する。

1 玉 運平 和維持活動 (以下PKO) における非軍事活動及びNGOの問題などに関するこれまでの政府の

措置等について。

九 九 年の 国 連 総会PKO 特別委員会において、 日本政 府代表は副委員長を務めてい たが、 北 欧 諸

玉 の提案するPK O に おける文民 の使 用強化を求める決議案に修正を求めたが、 その 理 由 は 何 か。

質問 に関 玉 連 事 務総長に対して文民 この使用さ を要求 (urge) する北 欧諸 玉 案  $\mathcal{O}$ 言 葉 づ か 1 が 適

切 ではなかったことが修正を求めた理由とされているが、 九九〇年以前に、 国連 総会、 安全保 障 理 事

会、 経済社会理事会及びそれぞれの下部機関において、 当該の言葉が使われた例はまったくなか 0 たの

か。

 $\equiv$ 質 問 二に関連 Ĺ 日本政府代表が 修正を求めた結果、 決議案は文民 以の利用 を事 務総長 八に促す

(invite) となったが、 事務総長に対して、 一九九〇年以前に、 国連総会、 安全保障理 事 会、 経済社会

理事会及びそれぞれ の 下 部 機関 に お 7 て、 当該  $\mathcal{O}$ 言葉が 使 わ れ た例 はどれだけ あ · つ たか。

匹 一九 九三年九月より、 玉 ]連合同i 監 査 寸 が P K O 0) 文民要員に関する監査報告 (JIU/REP/93/6) &

発表しているが、本報告に関する政府の見解はいかがか。

五.

一九

九三年九月より、

オーストリア政

の府が同

国

「のNGO「オーストリア平和紛争解決センター」

と協

力してPKOの文民訓練コースを設置するが、 これに関して当時 政府はどのような情報を入手していた

か、 また現在に至るまで本訓練 コ ] スの様子をどのように把握しているか。

六 質問 五. に関連し、 これまで政府 がこの 訓 練 コ ースに 人員を派遣したことは あるか、 あれば何 人か、 ま

たは調査団等を派遣したことはあるか。

七 質問六に関連し、 人員を派遣したことがある場合、 その結果をどのように評価しているか、 また、 派

遣結果に関する報告書の内容を示されたい。

八 質 問 六に関して、 人員を派遣したことがない場合、 それはなぜか。

九 九 九五年七月、 オーストリア政府とオーストリア平和紛争解決センターが 「国連PKOのための文

民育成に関する国際会議」 を開催 したが、 政府はこれに参加 したか。 もし参加した場合はこれをどのよ

うに評 価するか。 また、 当該会議について、 その 概要  $\mathcal{O}$ 説 説明を求 める。

十 質問九に関連し、もし参加していない場合、それはなぜか。

+ -質問五に関連し、 今後日本において、このような、広く各国及び各NGOからの参加者を募るNG

Oにおける文民要員の訓練のための措置を講じる予定はあるか。

質問十一に関連し、

もし予定がある場合、

その計画から運営に至る過程において、

どの程度NGO

0 参加を求め、 また N G O <u>О</u> 発言力を確保するためにどのような措置を講じるのか。 またもし予定がな

い場合それはなぜか。

十三 質 問 九 に関 連 Ļ 本会議 の報告書にお いて、 (訓練 コー ス  $\bigcirc$ 参加: 者 には各国政府 職 員や N G O

₽ 含めるべき」、「紛争地域の人々を含め、 異なる文化的背景の参加者があることが望ましい」と述べ

られているが、これをどのように評価するか。

十四四 一九九五年二月、スウェーデンに、 PKOにおける文民の重要な役割である選挙支援に関する政府

間機関が設置されたが、 設置時点では日本政府は参加していなかった。 それはなぜか。 また今後参加す

る予定はあるか。予定がないとすれば、それはなぜか。

十 五 質 問 計一四に 関 連 Ļ 現在この 機 関  $\mathcal{O}$ 参 加 玉 及び 活 動状況などをどのように把握しているか。 またど

のように評価しているか。

十六 スウェーデンやオーストリアのようないわゆるPKO先進国と比較して、日本政府はPKOにおけ

る文民の強化及びNGO の役割の強化に対して積極的ではなかったと考えるが、 ر را か が か。 もし 積極: 的

ではなか ったのであれば、 それはなぜか。 またもし積極的であるとするのならば、 その 根拠 は 何 か。

十七 九 九四 年  $\dot{\mathcal{O}}$ 国 連 総会決議四九/一三九Bに応え、 九五年六月二七日に国 連 総会に 提 出された、

人道的 浸援助、 復興及 び 開発のための技術 協力の分野における国連  $\overline{\mathcal{O}}$ 活動に対するボランティア  $\neg$ ホ ワ

イト ルメット』 の参 加 と題す る事 務総長 0 報告  $\widehat{A}$  5 0 $\frac{1}{2}$ 0 3 / A d d / A) によると、 日

本 政 府もこの 間 題に関して見解を提出してい る。 この 見解 の説 明を求めるとともに、 この 問 題 に対する

政 府 の評 価は 7 かが か。 またこの問題に関してすでに何らかの具体的取り組みはあるのか。 ないとすれ

ば それ は なぜか。 あるいは今後取り組 む予定はあるか。 ないとすればそれは なぜ か。

十八 政府は九五年四月二八日付けで、 「軍縮のための教育と広報」 問題に関して国連に見解を提出し、

これ を 軍 縮問 題 の教育及び広報に関して専門的 に取取 り組んでいるNG Oは 存在 してい な い」という言

葉で結 んでい るが、 その 理 由 は 何 か。 また、 この 問 題 に関 して は、 教育、 平 和、 宗教などに関する多く

 $\mathcal{O}$ N G O が 国連に見解を寄せており、 これが公表されてい るが、 このことをどのように評価するか。 前

記 の政 府見解はこれらのNGOが見解を寄せていることと矛盾しない か。

2 ルワンダへの 平和協力隊の派遣に関する今回の措置に関して。

これ は 7 、つ計 画され たの か。 また計 画が具体化する経緯はどのようなものか。

すでに現地で活 . 動 し てい る N GOで、 平 和 協力隊員とされる予定のN G O は、 V つ日本を出発 したの

か。それは今回の措置を了解した上での出発か。

三 これ 5  $\bar{O}$ N G O を平 和 協力隊員とす る期 間 は ケ月程度と報じられているが、 これ は事実か。

兀 これ 5 N G O  $\mathcal{O}$ 現 地 活 動が終了する時 期 は 1 つ か。

五 この 平和協力 力隊 は現 地解散か、 それとも帰国 して解散するのか。

六 この 平和協 力隊 の派 造期間 がこれらのNGOが予定している現地活動期間を下回る場合、 平和協力隊

の解散に伴って帰国を強制されるのか。

七 もしこの平和協力隊が現地解散である場合、 ビザはどのような扱いになるの か。

八 ŧ しこの平 和 協 デカ 隊 が 現 地 解散である場合、 現 地で活動する人員が 民 間 人から公務員 へ身分が

り、 さらにその後再び民間人に戻ることになるが、これがNGOの活動に混乱をもたらす恐れはない

か。

九 質問 八に関連し、 この煩雑な身分の変化を原因とする混乱や犠牲が生じた場合、 政府はどのように責

任をとるのか。

+ 隊員となったNGO 0 ルワンダ及び近隣諸国で活動する人員は、 すべて平和協力隊員となるのか。

十 一 もしそのN G O  $\mathcal{O}$ 部の 人員のみが隊員になる場合、 隊員となった人員は、 政 府によって活 動 地 域

とされた場所以外で活動する同 U N G O の非隊員のところへ赴いて活動することはできるの か

一つのNGOの人員で、 隊員となる人員とならない人員がいる場合、 何らか の緊急事態または被害

が生じた際に、非隊員には措置または補償は提供されるのか。

隊員となることを希望しない日本のNGOも現地で活動している場合、 何らかの緊急事態または被

害が生じた際に、 隊員となったNGOとならないNGOの間で補助金などに関して差をつけることはな

十四四 隊員となることを承諾するNGOと承諾しないNGOの間で補助金などに関して差をつけることは

ないか。

十 五 朝日新聞九六年一二月一五日付け記事を始めとする報道では、 この平和協力隊の派遣は閣議決定に

よってなされる予定と伝えられているが、 国会に諮る必要はないのか。

NGOを隊員とする平和協力隊を結成するよう、

NGOからの働きかけがあった場合、

その

働きかけに応じる基準は何か。

十六

今後、

十七 今後、 P K O に おける文民強化及びNG O の参加に関するNGOとの公開の定期協議機関などを設

置する予定はあるか。ない場合には、それはなぜか。

十八 以上、 従来のPKOにおける文民強化及びNGOの参加に対する政府の姿勢には不明な点が多く、

今回計画されていると報じられている措置も十分に準備を経たものとは言い難い 面が多い。 改めて、 N

G Oを平和協力隊員にする必要性はどこにあるのかを問うとともに、本件に関し、 国会での審議に積極

的に応じることを求める。